

仙台高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制に関する要項

平成27年3月27日制定

最終改正 平成29年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号。（以下「公的研究費等取扱規則」という。）に基づき、仙台高等専門学校（以下「本校」という。）における運営及び管理体制に関する必要な事項を定めるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第2条 校長は公的研究費等取扱規則第6条第1項に規定する本校のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費等取扱規則第2条第1項に定める公的研究費等の運営及び管理について責任と権限を持つものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は役割の実効性を確保するため、別表1に定める各学科等の組織にコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命するものとする。
- 3 前項の副責任者は各学科等の長をもって充てるものとする。

(コンプライアンス推進責任者及び副責任者の責務)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、各学科等の副責任者に公的研究費等取扱規則第6条第2項に定める各号について指示し、業務を行わせるものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者及び副責任者は、自己の管理監督又は指導する学校等の公的研究費等の執行状況を確認しながら必要に応じ改善を指導するものとする。

(相談窓口)

第4条 公的研究費等取扱規則第9条に基づく、公的研究費の使用に関する相談を受け付ける窓口は別表2のとおりとする。

附 則

この要項は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

別表1 コンプライアンス推進副責任者として任命される者

区分	職名	運営及び管理の範囲	備考
名取キャンパス	ユニット長	当該ユニット教員研究費、実験等経費	
	導入教育主任	1学年学生教育経費	
	機械システム工学科長	当該学科学生教育経費	
	電気システム工学科長	当該学科学生教育経費	
	マテリアル環境工学科長	当該学科学生教育経費	
	建築デザイン学科長	当該学科学生教育経費	
	総合科学系文科長	当該学科等学生教育経費(1学年を除く)	
	総合科学系理数科長	当該学科等学生教育経費(1学年を除く)	
	リベラルアーツ推進室長	裁量経費	
	専攻長	専攻科学生教育経費、裁量経費、専攻科充実経費	
	教務主事	教務主事裁量経費、学習推進室経費、名取創造教育・実習経費	
	学生主事	名取学生支援経費	
	寮務主事	学寮経費	
	教育研究技術支援室長	教育研究技術支援室経費	
広瀬キャンパス	図書館長	名取図書館経費	
	情報基盤センター長	情報基盤センター経費	
	ユニット長	当該ユニット教員研究費、実験等経費	
	導入教育主任	1学年学生教育経費	
	知能エレクトロニクス工学科長	当該学科学生教育経費	
	情報システム工学科長	当該学科学生教育経費	
	情報ネットワーク工学科長	当該学科学生教育経費	
	リベラルアーツ推進室長	裁量経費	
	総合科学系長	当該学科等学生教育経費(1学年を除く)	
	専攻長	専攻科学生教育経費、裁量経費、専攻科充実経費、TA謝金	
	教務主事	教務主事裁量経費、広瀬創造教育・実習経費	
	学生主事	広瀬学生支援経費	
	寮務主事	学寮経費	
	教育研究技術支援室長	教育研究技術支援室経費	
共通	図書館長	広瀬図書館経費	
	情報基盤センター長	情報基盤センター経費	
	研究戦略企画センター長	研究戦略企画センター経費、教育研究設備維持経費	
	教育改革推進センター長	教育改革推進センター経費	
国際交流企画会議長	国際交流企画会議長	国際交流経費	
	事務部	事務部長	

別表2 相談窓口

設置場所	担当係	相談の範囲
名取キャンパス	総務課庶務係	・非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理に関する事 ・出張の計画に関する事
	管理課会計係	・物品等の発注、納品及び検収に関する事 ・物品の管理に関する事 ・旅費、謝金の支出に関する事 ・予算の執行に関する事
	企画室研究支援係	・外部資金の使用ルールに関する事
広瀬キャンパス	総務課人事・労務係	・非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理に関する事 ・出張の計画に関する事
	管理課財務係	・旅費、謝金の支出に関する事 ・予算の執行に関する事
	管理課契約係	・物品等の発注、納品及び検収に関する事 ・物品の管理に関する事
	企画室企画運営係	・外部資金の使用ルールに関する事